

大月町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（概要版）

第1章 計画策定にあたって

1 計画の位置づけ

○「大月町総合振興計画」に基づく分野別計画に位置づけられるとともに、地域福祉の基本計画である「大月町地域福祉計画」を踏まえて策定します。また、障害者福祉・保健施策・医療施策等、各分野との整合性と調和を保ち策定します。

○老人福祉法（第20条の8第1項）に規定する「老人福祉計画」に、介護保険法（第117条第1項）に規定する「介護保険事業計画」を包含した計画です。

2 計画の期間

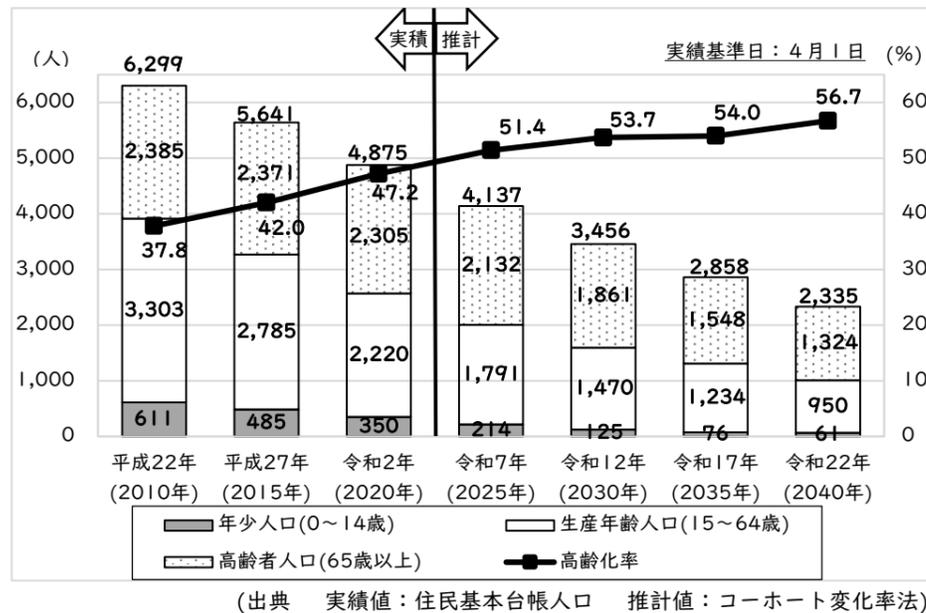
令和3年度～令和5年度まで
（3年間）



第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢者の現状と将来推計

高齢者人口は、令和2年当初4,875人で年々減少傾向にあり、令和22年度には2,335人と急激な減少が見込まれます。その一方で、高齢化率は増加し、団塊世代が75歳以上となる令和7年度には50%を超え、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度には55%を超えると見込まれます。



2 各種アンケート調査結果から見た課題

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

- 80歳以上で運動器機能リスクの割合が全体の約4割を占める。
- 地域での活動に「参加していない」と答えた方は6～9割。
- 心配事や愚痴を聞いてくれる人が「いない」と答えた方は16.5%。
- 移動手段として、65～74歳の約7割、75歳以上の約3割以上が「自動車」と回答。

【在宅介護実態調査】

- 介護者が不安に感じる介護は、「排泄」と「認知症への対応」が多い。
- 「夜間の排泄」「屋内の移乗・移動」の介助が、介護と仕事の両立が困難と考える判断のポイント。
- 介護者の高齢化により、在宅介護が困難となり、施設入所による低所得者世帯のさらなる困窮が予想される。

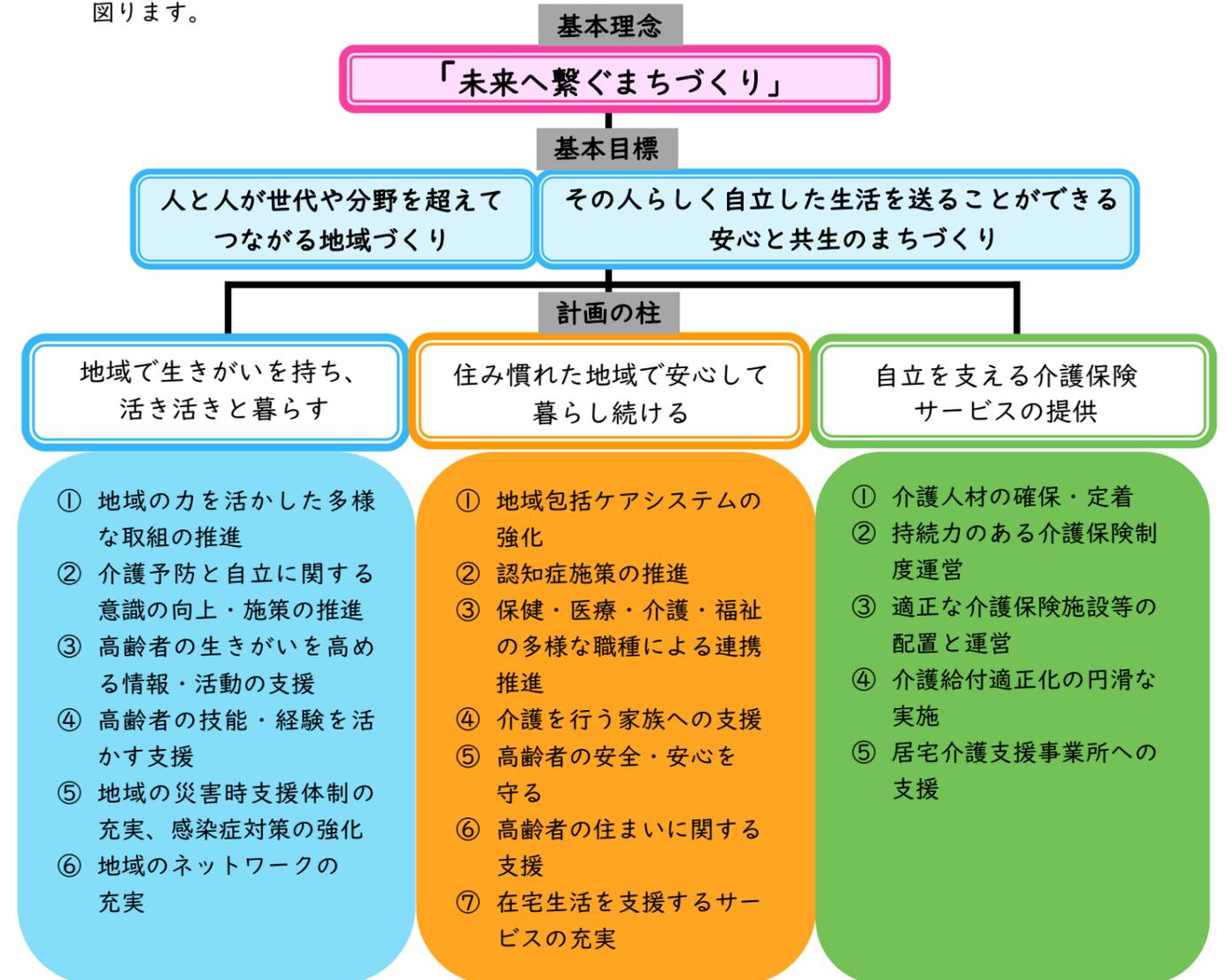
【介護人材実態調査】

- 非正規職員が全体の8割。施設・居住系では、正規と非正規の勤務時間の大きな差がない。
- 訪問介護職員の高齢化が進み（60歳以上が約6割）、職員減少が課題。

第3章 計画の基本的な方向性

1 基本理念と基本目標

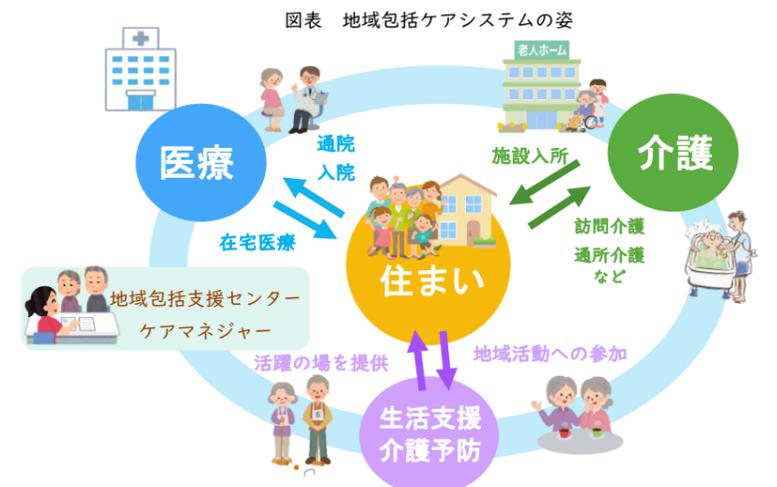
本町のまちづくりの指針である『大月町総合振興計画』では、「未来へ繋ぐまちづくり」を保健・医療・福祉分野の目標として掲げて、その実現を目指しています。本計画では、この目標を基本理念に位置づけます。また、前述の基本目標の達成に向け、『大月町総合振興計画』における「政策目標」から以下の2つの目標を掲げ、本町の「住民力・地域力」の発揮を重視する地域包括ケアシステムの強化を図ります。



2 地域包括ケアシステムの強化

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく生活を続けるために必要な「予防・介護・医療・生活支援・住まい」などの支援が日常生活的な生活の場で提供されるよう、地域ぐるみでサポートし合う仕組みが「地域包括ケアシステム」です。

本計画においては、支えあいの「地域力」の発揮を目指して、各種の取組を通じ、「地域包括ケアシステム」の強化を進めていきます。



図表 地域包括ケアシステムの姿

第4章 施策の展開

本計画期間中の特に重点的な取組として以下の6つを定めます。

重点1

地域の力を活かした多様な取組の推進

地域包括ケアシステムを強化していくためには、住民一人ひとりが地域課題の解決や地域福祉を向上させようと活動する「住民の力」と、地域を構成する個人や様々な団体が、互いに協力し合い、主体的に地域課題の解決に取り組む「地域の力」を発揮することが不可欠です。生活支援コーディネーターや検討協議会の設置の推進を含めた課題抽出や検討を進めます。また、高齢者が自ら積極的に地域を支えていくことが出来るよう多様な取組を推進します。

○生活支援体制整備事業

重点3

地域包括ケアシステムの強化

『第7期計画』では、地域包括ケアシステムの基礎づくりを進めてきました。今後は、新たな課題への対応も求められるとともに、これまでの取組を強化する必要があります。地域での支えあい等に関する意識が高まるよう、これまでの優れた取組等の周知に取り組めます。また、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの専門職確保による体制強化や、各種ネットワークの強化、庁内の推進体制・情報共有の充実等を図り、地域包括ケアシステムの一層の強化を図ります。

○地域包括支援センターの運営
○庁内連携の推進
○地域ケア会議の開催

重点5

保健、医療、介護、福祉の多様な職種による連携推進

在宅での療養を継続し人生の最期を迎えたい、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいと望んでいる人は多くいます。その保健、医療、介護、福祉が連携し、体制の整備を推進していく必要があります。高齢者本人や家族の希望に基づき住み慣れた地域で充実した生活を送れるよう、多様な職種の顔の見える関係づくりにより医療と介護の円滑な連携を推進します。

○在宅医療・介護連携推進事業

重点2

介護予防と自立に関する意識の向上・施策の推進

今後、高齢者人口や要支援・要介護認定者数の増加が見込まれる中、介護予防の取り組みとして地域の通いの場へのリハビリテーション専門職派遣による介護予防活動の支援を行うことや健康づくり・介護予防に関する知識の普及啓発などの介護予防施策を展開します。また、高齢者の医療保険部門と連携し、健診や診療情報を活用し効果的な介護予防を目的とする「保健事業と介護事業の一体化事業」を推進します。

○介護予防普及啓発事業
○地域リハビリテーション活動支援事業
○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

重点4

認知症施策の推進

本計画では、『認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）』に基づき、『第7期計画』の取組をさらに進め、認知症に対する理解促進、認知症ケアパスの普及、医療機関と介護サービス事業所等との相互連携、認知症サポーターの養成、家族介護者への支援等、地域全体で支える体制の構築を進めるとともに、様々な問題を抱える認知症の方への対応力の向上等、実効性のある認知症施策を推進します。

○認知症初期集中支援推進事業
○認知症カフェ
○認知症高齢者見守り事業
○認知症に関する普及啓発
○認知症地域支援推進員等設置事業

重点6

介護人材の確保・定着・育成

訪問介護人材が不足しており、退職する人材が補われない場合、高齢による退職のため10年で半数になります。介護人材の不足は運営上の大きな課題となっており、その確保が急務となっています。介護の仕事の魅力向上を図る等介護職への就職希望者を増やす「確保」策、他職種や未就労者等を介護につなぐ「養成」策の取組を推進します。

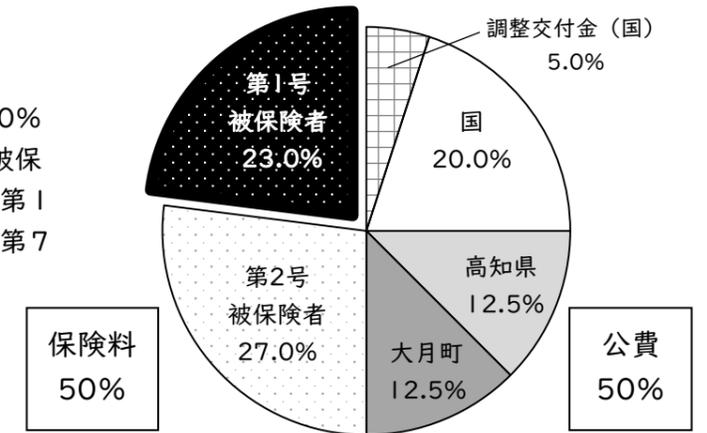
○介護人材養成事業

第5章 介護保険事業量等の推計と介護保険料の算定

1 介護保険の財源

介護保険サービス事業費の財源は、公費50%（国・県・町）と介護保険料50%（第1号被保険者・第2号被保険者）で賄われています。第1号被保険者の負担割合は、第8期計画では、第7期計画と同様、23.0%です。

※第1号被保険者：65歳以上の加入者
第2号被保険者：40歳～64歳の加入者



2 保険料基準額の算定

保険料基準額

= 保険料収納必要額(408,834千円) ÷ 予定保険料収納額(98.5%)

÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数(5,818人) ÷ 12か月

介護保険料基準額(月額) ≒ 6,000円

第6章 計画の推進体制

- ① 庁内組織との連携
・保健介護課を中心に、高齢者の健康・生きがいづくり、保健、医療、生涯学習、まちづくりなどを担う町民福祉課やまちづくり推進課等の関係各課による連携を行います。
- ② 関係機関との連携
・地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会、福祉・保健・医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、地域の各種団体と連携していきます。
・幡多福祉保健所の協力を得て広域の他市町村や関係団体等との連携を推進していきます。
- ③ 地域住民等との連携
・地域住民、ボランティア、福祉関係団体、サービス事業者、医療機関等と連携していきます。
- ④ 保険者機能強化推進交付金を活用した取組
・高齢者の自立支援、介護予防・重症化防止、給付適正化等を推進していきます。
- ⑤ 業務の効率化
・押印省略や文書削減の方針にあわせ、事務の効率化を図ります。

【問い合わせ】

大月町保健介護課

〒788-0311 高知県幡多郡大月町鉾土 603 番地

電話 0880-73-1700